岡崎市危険物保安連絡協議会規約

第１章　　総　則

（名称）

第１条　本会は、岡崎市危険物保安連絡協議会と称する。

（事務局）

第２条　本会は、事務局を岡崎市朝日町３丁目４番地、岡崎市消防本部内におく。

（目的）

第３条　本会は、消防機関と会員相互の連絡協調を図り、防火思想を普及徹底するとともに、消防設備等の維持管理及び運用に万全を期し、災害の絶無と社会の安全確保を目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　講習会、講演会、研修会等を開催すること
⑵　防火思想の普及及び宣伝を行うこと
⑶　消防機関等の行事に協力すること
⑷　防火管理、危険物の安全管理及び災害予防に関すること
⑸　関係法令等の研究に関すること
⑹　会員の融和協調を図り、災害時の相互協力に関すること
⑺　消防用設備及び関係図書等の購入斡旋に関すること
⑻　事業所及び従業員、その他本会の特別な功労者の、表彰に関すること
⑼　会員の慶祝及び弔意に関すること
⑽　その他本会の目的達成に必要な事項

第２章　　会　員

（会員）

第５条　本会の会員は、防火対象物の関係者で組織する各種団体及び危険物施設、若しくは自衛消防隊を有する事業所、又はこの会の趣旨に賛同する事業所等とする。

（入退会）
第６条　本会に入会しようとするもの、又は退会をするものは、会長に届け出をして理事会の承認を受けるものとする。
２　会員が団体又は事業所を解散したときは、退会したものとみなす。

第３章　　役　員

（役員）
第７条　本会に、次の役員を置く。

⑴	会　長	１名
⑵	副会長	若干名
⑶	理　事（会長、副会長及び会計を含む）	２８名
⑷	監　事	２名
⑸	会　計	１名

（役員の選出）
第８条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　会長、副会長及び会計は、理事の互選により定める。

（職務）
第９条　会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
３　会計は、本会の会計を経理する。
４　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
５　監事は、会計を監査するとともに、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（任期）
第 10 条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問、名誉顧問、相談役）
第 11 条 本会に顧問、名誉顧問及び相談役を置き、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
２　顧問、名誉顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、会議において意見を述べ

ることができる。

第４章　　会　議

（会議）

第 12 条 本会の会議は総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

（構成）

第 13 条　総会は、会員をもって構成する。

２　理事会は、理事をもって構成する。

（権能及び招集）

第 14 条　定期総会は、毎年１回会長が招集する。

２　総会は、次の事項を議決する。

⑴　事業計画、予算の決定

⑵　事業報告、決算の承認

⑶　規約の改廃

⑷　その他会長が必要と認めた事項

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の過半数以上の要請があったとき、招集することができる。

４　理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の２分の１以上から付議すべき事項を示して、請求があったとき招集し、次の事項を審議する。

⑴　総会の議決した事項の執行に関すること

⑵　総会に付議すべき事項

⑶　その他本会の業務を行うため必要な事項

（議長）

第 15 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、議長を他の会員に委嘱することができる。

（議決）

第 16 条 会議は、総会にあっては会員の過半数、理事会にあっては理事の２分の１以上の出席がなければ、開会することはできない。

２　会議の議事は、総会にあっては出席会員の過半数、理事会にあっては出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

３　やむをえない理由のため、会議に出席できない会員若しくは理事は、あらか

じめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。

４　前項の規定により書面をもって行うこととしている表決は、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第５章　　財務及び会計

（経費）

第 17 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（会費）

第 18 条 本会の会費は、１口１箇月につき 250 円とし、会員となる団体又は事業所の規模に応じて口数を決める。

２　会費は、毎年６月に納入するものとする。

３　新規加入会員については、入会月から年度内の額を納入するものとする。

（会計年度）

第 19 条　本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

附　則

１　この規約施行について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

２　この規約は、昭和 32 年 10 月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和 45 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和 49 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和 52 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、昭和 59 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成 17 年５月 23 日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年８月１日から施行する。

岡崎市危険物保安連絡協議会表彰取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎市危険物保安連絡協議会規約第４条第８号に定める事業所及び従業員並びに功労があった者等の、表彰に関する取扱を定めるものとする。

（表彰区分）

第２条　表彰の区分は、次のとおりとする。

⑴　団体表彰

ア　危険物施設等の管理が優良で、他の模範となる事業所

イ　防火管理が優良で、他の模範となる事業所及び自衛消防隊

⑵　個人表彰

ア　危険物取扱者で、勤務成績が極めて優秀で、他の模範となるもの

イ　防火管理者として選任され、勤務成績が極めて優秀で、他の模範となるもの

ウ　自衛消防隊長で、勤務成績が極めて優秀で他の模範となるもの

⑶　特別表彰

本会の運営に関し、特に功労のあったもの、その他特に表彰することを適当と会長が認めたもの

（表彰基準）

第３条　表彰は、次の各号に該当するものを会長が行う。

⑴　団体表彰

ア　危険物優良事業所

(ｱ) 危険物関係施設が、法令に定める位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しており、適正に維持管理されていること

(ｲ) 危険物の貯蔵、取扱が法令に定める技術上の基準に従って行われていること

(ｳ) 本会及び消防関係の諸行事へ積極的に参加し、事業所内における防火思想高揚及び自主防災体制の充実強化を図っていること

(ｴ) 表彰期日前３年間無事故であること

イ　防火管理優良事業所及び優良自衛消防隊

(ｱ) 防火対象物の消防用設備等が、法令で定める技術上の基準に従って設置されており、適正に維持管理されていること

(ｲ) 防火管理業務が、法令で定めるところにより、適正に行われていること防火管理者が選任されていること

(ｳ) 本会及び消防関係の諸行事へ積極的に参加し、事業所内における防火思想高揚及び自主防災体制の充実強化を図っていること

(ｴ) 表彰期日前３年間無事故であること

ウ　一の事業所が上記ア・イの表彰基準すべてに該当する場合においての表彰は、いずれかひとつとし事業所等の希望するものとする。

⑵　個人表彰

ア　危険物取扱者

同一事業所に５年以上勤続し、かつ、関係研修会にも皆出席で諸法規にも精通し、これを遵守して積極的に業務に従事しているもの

ただし、事業主又は法人の代表者が、個人表彰に該当する場合は団体表彰として取扱うものとし、以下イにおいて同じ

イ　防火管理者及び自衛消防隊長

⑴イの基準に該当する事業所において、防火管理者或いは自衛消防隊長として５年以上勤務していること

⑶　特別表彰

ア　本会の役員として、特に功労があったもの

イ　防火思想の普及その他災害防ぎょに関し、特に顕著な功労があったもの

ウ　その他会長が特に必要と認めたもの

（表彰具申）

第４条　団体表彰、特別表彰については理事会の推薦により、個人表彰については会員の推薦により、様式１又は２の表彰内申書をもって会長あて具申するものとする。

２　会長は表彰内申資料により､必要と認めた場合は諮問等をすることができる。

（表彰件数）

第５条　表彰の具申件数は団体表彰のうち、危険物優良事業所は４事業所とし、防火管理優良事業所については１団体の１事業所、優良自衛消防隊表彰については２隊とする。

ただし、第３条に定める団体表彰基準に該当する事業所等がない場合には、定められた表彰具申件数を他へ割振ることができるものとする。

２　個人表彰のうち、危険物取扱者表彰にあっては１事業所から１名、防火管理者表彰にあっては１団体から１名、自衛消防隊表彰にあっては１隊から１名とする。

（表彰の決定）
第６条　会長は表彰内申書を審査し、理事会の承認を得て被表彰者を決定する。

（表彰）
第７条　表彰には賞状及び記念品を贈呈する。

（関係庁等表彰具申）
第８条　会長はその功績が顕著であると認めたものについて、関係庁等に表彰を具申又は復申することができるものとする。
２　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が定めるものとする。

附　則
１　この要綱は理事会の議を得て制定、改廃する。
２　この要綱は昭和 52 年５月 26 日から施行する。
３　岡崎市危険物安全協会表彰規定（昭和 33 年３月１日施行）並びに施行則は廃止する。

附　則
この要綱は平成 10 年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は平成 15 年４月１日から施行する。

様式１

年　　月　　日

岡崎市危険物保安連絡協議会長　様

申請者
事業所名称

責任者氏名　　印

優良従業員表彰内申書

<table>
<tr><td rowspan="3">内申者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">職　名</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>勤務年数</td><td>年</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="2">免状種別</td><td>防火管理</td><td>甲　乙</td><td rowspan="2">資格取得
年月日番号</td><td rowspan="2">年　月　日
第　　号</td></tr>
<tr><td>危険物</td><td>甲　乙　丙</td></tr>
<tr><td>表彰事由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　表彰事由はなるべく具体的に詳記してください。

様式２

年　　月　　日

岡崎市危険物保安連絡協議会長　様

申請者
事業所名称

責任者氏名　　印

優良自衛消防隊長表彰内申書

<table>
<tr><td rowspan="3">内申者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">職　名</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>勤務年数</td><td>年</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　生</td></tr>
<tr><td>表彰事由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　表彰事由はなるべく具体的に詳記してください。

岡崎市危険物保安連絡協議会慶弔支給基準

（目的）

第１条　会の会員（各種団体にあってはその責任者及び役員等、自衛消防隊にあっては隊の責任者及び役員等）並びに関連機関の職員等（以下「会員等」という。）に慶弔等が生じた場合、この基準により慶弔金等を支給する。

（慶祝金）

第２条　会員等が次の事項に該当するときは、慶祝金を贈呈する。

⑴　本会の運営、発展に貢献したと理事会が認める者

⑵　その他会長が特に必要と認めた場合

（弔慰金）

第３条　会員等が次の事項に該当するときは、弔慰金を贈呈する。

⑴　会員等の死亡

⑵　会員等の配偶者、父母の死亡（同一家族に限る）

⑶　その他会長が特に必要と認めた場合

（見舞金）

第４条　会員等が次の事項に該当するときは、見舞品又は見舞金を贈呈する。

⑴　会員等が災害等により被害を受けた場合

⑵　会員等が長期入院加療した場合

⑶　その他会長が特に必要と認めた場合

（金額）

第５条　該当の額については会長及び副会長が定め、理事会の承認を得るものとする。

（申請）

第６条　会員が第３条の弔慰金、第４条の見舞金に該当する場合は、別記様式第１及び第２により会長あて申請するものとする。

附　則

１　この基準施行について必要な事項並びに基準改廃については、理事会の承認を得て、会長が定める。

２　この基準は昭和 54 年４月９日から施行する

附　則

この基準は平成 10 年４月１日から施行する

附　則

この基準は平成 14 年４月１日から施行する

附則

この基準は平成 15 年４月１日から施行する

様式第１

年　　月　　日

岡崎市危険物保安連絡協議会長　様

申請者
事業所名称

責任者氏名　　印

会員死亡弔慰金贈与申請書

<table>
<tr><td rowspan="3">会　員　所 在 地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>故　人　氏　名</td><td></td><td>会員との続柄</td><td></td><td>年令</td><td></td></tr>
<tr><td>死 亡 年 月 日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>葬　儀　場　所
及　び　日　時</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第２

年　　月　　日

岡崎市危険物保安連絡協議会長　様

申請者
事業所名称

責任者氏名　　印

会員 災害･傷病 見舞金贈与申請書

会　員　　所 在 地	
事業所名	
代表者名	
災害・傷病の区分	災　　害　　傷　　病
り災物件及び程度	
傷病名及び入院先	
参　考　事　項	

岡崎市危険物保安連絡協議会会費基準

（目的）

第１条　この基準は、岡崎市危険物保安連絡協議会会則第 18 条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定める。

（会員）

第２条　会員は、次の各号によるものとする。

⑴　危険物施設を有する事業所

⑵　防火対象物の関係者で組織する各種団体

⑶　自衛消防組織を有する事業所

⑷　本会の趣旨に賛同する事業所等

（会費）

第３条　会費は、年額として次により、会員が負担する。

⑴　危険物施設保有事業所会員

施設数割	**１～５**		**1口**
	６～１０		**2〃**
	１１～２０		**3〃**
	２１以上		**4〃**
倍数割	**５を超え**	**１５以下**	**1口**
	１５　〃	**５０　〃**	**2〃**
	５０　〃	**１００　〃**	**3〃**
	１００　〃	**２５０　〃**	**4〃**
	２５０　〃	**５００　〃**	**5〃**
	５００　〃	**１０００　〃**	**6〃**
	１０００を超えるもの		**7〃**
自衛消防組織保有			**2口**

※施設数割と倍数割及び自衛消防組織保有の合計とするものとする。

⑵　防火対象物関係各種団体会員

団体構成員数	**１０未満**		**1口**
	１０以上	**５０未満**	**2〃**
	５０　〃	**１００　〃**	**3〃**
	１００　〃	**１５０　〃**	**4〃**
	１５０　〃	**２００　〃**	**5〃**

２００　〃	２５０　〃	６〃
２５０　〃	３００　〃	７〃
３００　〃		８〃

⑶　自衛消防組織を有する会員

2口とする

⑷　本会の趣旨に賛同する会員

１口以上とし、会員の希望した口数とする

（会費納入）

第４条　会費は、原則として毎年６月末日までに納入しなければならない。

２　年度途中で入会したものにあっては、入会後 10 日以内に納入しなければならない。ただし、会費は月割りとする。

（会費納入方法）

第５条　会費の納入は、次の口座へ振込とするか、本会会計又は事務局へ納入するものとする。

岡崎信用金庫中央支店
岡崎市危険物保安連絡協議会
普通預金口座 0101979

附　則

１　この基準施行について必要な事項並びに基準改廃については、理事会の承認を得て会長が定める。

２　この基準は平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この基準は平成 15 年４月１日から施行する。

岡崎市危険物保安連絡協議会財政調整基金要綱

（設置）
第１条　本会は、経済の変動その他の理由による財政調整に資するため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立）
第２条　基金として積立てる金額は、毎年度一般会計予算に定めるところによる。

（基金の管理）
第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
２　会長は、毎年度基金の運用状況について、総会に報告しなければならない。

（運用益金の処理）
第４条　基金の運用から生ずる収益は、この基金に加入するものとする。

（基金の処分）
第５条　基金に属する現金は、経済事情の変動または、特別事業により財源が著しく不足する場合において、当該不足額の財源に充てるときは、これを処分することができる。

附　則
１　この要綱施行について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。
２　この要綱は、昭和 54 年４月９日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する

附　則
この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成 15 年４月１日から施行する。